

令和7年度地域公共交通確保維持事業 に係る計画の変更（案）について



令和6年度 第2回
荒尾市地域公共交通活性化協議会

地域公共交通確保維持事業に係る計画

令和6年6月13日

荒尾市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性					
<p>荒尾市においては、有明海沿岸にあたる市の西部をJR鹿児島本線が南北に運行しており、人口の集積は、主に市の北西部や中央部に見られる。</p> <p>本市の路線バス事業は、平成16年度に市営バスを民間移譲して以降、現在では2つの民間事業者により、市内線11系統、玉名方面への広域線1系統、大牟田方面への広域線4系統の計16系統が運行している。特に、荒尾市と玉名市を結ぶ「荒尾玉名線（地域間幹線）」をはじめ市内の各バス路線は、通勤、通学、通院、買い物など地域住民の身近な移動手段として欠かせない重要な役割を担っている。また、荒尾玉名線の起点である荒尾市バスセンター周辺には、医療機関や大型商業施設が集積していることから、産交バスの全ての路線バス及び予約型乗合タクシーの乗り入れを行っている。さらに、令和2年に運行を開始したおもやいタクシーは、市内全域を運行エリアとしており、西鉄バスを含む市内の全路線との接続が可能となっている。</p> <p>しかしながら、利用状況については、人口減少やモータリゼーションの進展に伴い、利用者数が年々減少し、収支も悪化している状況である。</p> <p>このような中、本市では、平成24年度に持続可能な公共交通網の構築や公共交通の利用促進を図るため、「荒尾市地域公共交通活性化協議会」を設置した。それ以降、路線バス事業の再編に併せて、予約型乗合タクシーやおもやいタクシーを導入することで、既存の公共交通機関との相互利用を推進するとともに、公共交通の潜在的な利用者の掘り起こしを行い、公共交通全体の活性化を図ってきた。また、令和5年3月に策定した「荒尾市地域公共交通計画」では、本市の多様な輸送資源を最適化し、効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現を目指すこととしている。</p> <p>このことから、本計画の事業に掲げる地域内フィーダー系統を維持・確保していくことは、住民の生活交通の確保並びに公共交通ネットワークの構築に必要不可欠である。</p>					
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果					
(1) 事業の目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会への対応や財政負担の軽減、環境問題等に配慮しながら、利便性の向上を図る。 ・地域公共交通利用者の増加を目指す。 ・市民みんなで地域公共交通を「守り」「育む」意識の高揚を図る。 					
【数値目標】※R5は実績値					
	R5	R6	R7	R8	R9
直近1年で路線バス・おもやいタクシー・乗合タクシーを利用した市民の公共交通満足度	51.4%	65%	70%	75%	80%
路線バス年間利用者数 (産交バス(市内路線))	151,603人	178,500人	193,000人	207,500人	222,000人
おもやいタクシー 平井・府本乗合タクシー 年間利用者数	19,466人	21,500人	23,000人	24,500人	26,000人

地域公共交通確保維持事業に係る計画

令和6年10月 日

荒尾市地域公共交通活性化協議会

※今回変更を行う部分が「赤字」となっております。
荒尾市利便増進実施計画策定に伴う路線再編を実施するにあたり、国の補助対象となる系統が変更となるためです。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性					
<p>荒尾市においては、有明海沿岸にあたる市の西部をJR鹿児島本線が南北に運行しており、人口の集積は、主に市の北西部や中央部に見られる。</p> <p>本市の路線バス事業は、平成16年度に市営バスを民間移譲して以降、現在では2つの民間事業者により、市内線11系統、玉名方面への広域線1系統、大牟田方面への広域線4系統の計16系統が運行している。特に、荒尾市と玉名市を結ぶ「荒尾玉名線（地域間幹線）」をはじめ市内の各バス路線は、通勤、通学、通院、買い物など地域住民の身近な移動手段として欠かせない重要な役割を担っている。また、荒尾玉名線の起点である荒尾市バスセンター周辺には、医療機関や大型商業施設が集積していることから、産交バスの全ての路線バス及び予約型乗合タクシーの乗り入れを行っている。さらに、令和2年に運行を開始したおもやいタクシーは、市内全域を運行エリアとしており、西鉄バスを含む市内の全路線との接続が可能となっている。</p> <p>しかしながら、利用状況については、人口減少やモータリゼーションの進展に伴い、利用者数が年々減少し、収支も悪化している状況である。</p> <p>このような中、本市では、平成24年度に持続可能な公共交通網の構築や公共交通の利用促進を図るため、「荒尾市地域公共交通活性化協議会」を設置した。それ以降、路線バス事業の再編に併せて、予約型乗合タクシーやおもやいタクシーを導入することで、既存の公共交通機関との相互利用を推進するとともに、公共交通の潜在的な利用者の掘り起こしを行い、公共交通全体の活性化を図ってきた。また、令和5年3月に策定した「荒尾市地域公共交通計画」では、本市の多様な輸送資源を最適化し、効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現を目指すこととしている。さらに、令和6年8月に策定した「荒尾市地域公共交通利便増進実施計画」では、令和6年12月に路線バス事業の再編を行うこととしている。</p> <p>このことから、本計画の事業に掲げる地域内フィーダー系統を維持・確保していくことは、住民の生活交通の確保並びに公共交通ネットワークの構築に必要不可欠である。</p>					
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果					
(1) 事業の目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会への対応や財政負担の軽減、環境問題等に配慮しながら、利便性の向上を図る。 ・地域公共交通利用者の増加を目指す。 ・市民みんなで地域公共交通を「守り」「育む」意識の高揚を図る。 					
【数値目標】※R5は実績値					
	R5	R6	R7	R8	R9
直近1年で路線バス・おもやいタクシー・乗合タクシーを利用した市民の公共交通満足度	51.4%	65%	70%	75%	80%
路線バス年間利用者数 (産交バス(市内路線))	151,603人	178,500人	193,000人	207,500人	222,000人
おもやいタクシー 平井・府本乗合タクシー 年間利用者数	19,466人	21,500人	23,000人	24,500人	26,000人

<p>(2) 事業の効果</p> <p>高齢化率が高く、農村集落が点在する「平井地区」及び「府本地区」では、予約型乗合タクシーが運行することで、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。</p> <p>また、地域間幹線である荒尾玉名線と、支線である八幡台線をはじめとした市内バス路線や予約型乗合タクシー及びおもやいタクシーが連携することで、玉名市・荒尾市両市の地域間の移動や市内の移動がスムーズとなり、効率的な運行体系及び乗継ぎが実現できる。さらには、市民の外出促進や地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性の高い公共交通ネットワークの構築に加え、充実したネットワークを活かす便利な運賃施策や利用促進施策の検討を行うため、R6～R9年を計画期間とする荒尾市地域公共交通利便増進実施計画(仮称)を策定する。(荒尾市) ・個別の生活実態に合わせた公共交通の利用方法を提案するモビリティ・マネジメントの実施(荒尾市、産交バス) ・「あらお MaaS 推進事業」を実施することで、公共交通×他分野の連携を図り、公共交通の活性化を目指す。(荒尾市・荒尾市タクシー協会、産交バス、西鉄バス) ・乗合タクシーによる夏季限定増便の実施(荒尾市、南荒尾タクシー、平和タクシー(南)、南有明タクシー) ・未就学児等を対象としたバス乗り方教室を実施する。(荒尾市、産交バス) ・広報誌などを活用した公共交通の利便性に関する情報発信の実施(荒尾市)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p> <p>「表1」を添付</p> <p>① 予定している時刻：別紙時刻表添付 運行予定期間：令和6年10月1日から令和7年9月30日まで</p> <p>② 運行事業者の決定の経緯：市直営バスが存続困難となったため(産交バス) 公募型プロポーザルにより決定(乗合タクシー) 地域公共交通の維持確保が可能となる業者選定(おもやいタクシー)</p> <p>③ 地域内フィーダー系統の補足：地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停等にて接続</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>荒尾市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・まちづくりアンケート(全市民を無作為に抽出した調査)等
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>

<p>(2) 事業の効果</p> <p>高齢化率が高く、農村集落が点在する「平井地区」及び「府本地区」では、予約型乗合タクシーが運行することで、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。</p> <p>また、地域間幹線である荒尾玉名線と、支線である八幡台線をはじめとした市内バス路線や予約型乗合タクシー及びおもやいタクシーが連携することで、玉名市・荒尾市両市の地域間の移動や市内の移動がスムーズとなり、効率的な運行体系及び乗継ぎが実現できる。さらには、市民の外出促進や地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性の高い公共交通ネットワークの構築に加え、充実したネットワークを活かす便利な運賃施策や利用促進施策の検討を行うため、R6～R9年を計画期間とする荒尾市地域公共交通利便増進実施計画(仮称)を策定する。(荒尾市) ・個別の生活実態に合わせた公共交通の利用方法を提案するモビリティ・マネジメントの実施(荒尾市、産交バス) ・「あらお MaaS 推進事業」を実施することで、公共交通×他分野の連携を図り、公共交通の活性化を目指す。(荒尾市・荒尾市タクシー協会、産交バス、西鉄バス) ・乗合タクシーによる夏季限定増便の実施(荒尾市、南荒尾タクシー、平和タクシー(南)、南有明タクシー) ・未就学児等を対象としたバス乗り方教室を実施する。(荒尾市、産交バス) ・広報誌などを活用した公共交通の利便性に関する情報発信の実施(荒尾市)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p> <p>「表1」を添付</p> <p>① 予定している時刻：別紙時刻表添付 運行予定期間：令和6年10月1日から令和7年9月30日まで</p> <p>② 運行事業者の決定の経緯：市直営バスが存続困難となったため(産交バス) 公募型プロポーザルにより決定(乗合タクシー) 地域公共交通の維持確保が可能となる業者選定(おもやいタクシー)</p> <p>③ 地域内フィーダー系統の補足：地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停等にて接続</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>荒尾市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・まちづくりアンケート(全市民を無作為に抽出した調査)等
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>

該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
別添資料7を添付
19. 利用者等の意見の反映状況
荒尾市地域公共交通活性化協議会（全委員 37 名：地域住民代表として 12 名、他に荒尾市老人クラブ連合会、荒尾市身体障害者福祉協会、荒尾商工会議所などの団体の代表者も参画）にて本計画に関する議論を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 荒尾市宮内出目 390 番地
 (所 属) 荒尾市 総務部 総合政策課
 (氏 名) 伊藤 信也
 (電 話) 0968-63-1273
 (e-mail) shinya.30252@city.arao.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
 各記載項目については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
別添資料7を添付
19. 利用者等の意見の反映状況
荒尾市地域公共交通活性化協議会（全委員 37 名：地域住民代表として 12 名、他に荒尾市老人クラブ連合会、荒尾市身体障害者福祉協会、荒尾商工会議所などの団体の代表者も参画）にて本計画に関する議論を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 荒尾市宮内出目 390 番地
 (所 属) 荒尾市 総務部 総合政策課
 (氏 名) 伊藤 信也
 (電 話) 0968-63-1273
 (e-mail) shinya.30252@city.arao.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
 各記載項目については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
荒尾市	産交バス 株式会社	(1) 住吉線	バスセンター	住吉北	イオンタウン	往 9.1km 復 9.1km	240日	840回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③	
		(2) 倉掛線	バスセンター	助丸・倉掛	荒尾駅前	往 8.1km 復 8.1km	365日	1871.5回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③	
		(3) 八幡台線	八幡校前	バスセンター	荒尾四ツ山	往 12.5km 復 12.5km	365日	4047回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③	
	共同運行 (有)荒尾タクシー、 平和タクシー(有)、 (有)有明タクシー	(4) 荒尾市予約型典型タクシー(平井地区)			平井地区		往 km 復 km	365日	1476回			区域	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③
		(5) 荒尾市予約型典型タクシー(府本地区)			府本地区		往 km 復 km	365日	1673回			区域	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
荒尾市	産交バス 株式会社	(1) 住吉線 (R6.10.1～R6.11.30)	荒尾バスセンター	住吉北	イオンタウン	往 9.1 km 復 9.1 km	42日	147.0回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③
		(2) 東屋形福祉村循環線 (R6.12.1～R7.9.30)	荒尾バスセンター	東屋形二丁目 有明高校前	荒尾バスセンター	(循環) 13.1 km	304日	1824.0回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③
		(3) 倉掛線 (R6.10.1～R6.11.30)	荒尾バスセンター	助丸、倉掛	荒尾駅前	往 8.1 km 復 8.1 km	61日	318.5回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③
		(4) 倉掛循環線 (R6.12.1～R7.9.30)	荒尾バスセンター	助丸、倉掛	荒尾バスセンター	(循環) 14.9 km	304日	2616.0回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③
		(5) 八幡台線 (R6.10.1～R6.11.30)	八幡台前	荒尾バスセンター	荒尾四ツ山	往 12.5 km 復 12.5 km	61日	688.5回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③
		(6) 八幡台線 (R6.12.1～R7.9.30)	八幡台一丁目	荒尾バスセンター	荒尾四ツ山	往 12.3 km 復 12.3 km	304日	3072.0回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③
		(7) 桜山線 (R6.12.1～R7.9.30)	荒尾バスセンター	荒尾駅前	イオンタウン	往 12.1 km 復 12.1 km	304日	1011.0回	○		路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	①
		(8) 清里線 (R6.12.1～R7.9.30)	荒尾バスセンター	清里校前	荒尾バスセンター	(循環) 16.2 km	304日	608.0回	○		路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	①
	共同運行 (有)荒尾タクシー、 平和タクシー(有)、 (有)明タクシー)	(9) 荒尾市予約型乗合タクシー (平井地区) (R6.10.1～R7.9.30)		平井地区		往 km 復 km	365日	1476回			区域	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③
		(10) 荒尾市予約型乗合タクシー (府本地区) (R6.10.1～R7.9.30)		府本地区		往 km 復 km	365日	1673回			区域	①	地域間幹線系統である産交バスの荒尾玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	荒尾市
(単位:人)	
	人 口
人口集中地区以外	24,977
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
荒尾市地域公共交通計画	令和5年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ2(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ2(2)(実施要領の2.(1)㉑))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ2(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	荒尾市
(単位:人)	
	人 口
人口集中地区以外	24,977
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
荒尾市地域公共交通計画	令和5年3月31日	
荒尾市地域公共交通利便増進実施計画	令和6年8月31日	令和7年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ2(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ2(2)(実施要領の2.(1)㉑))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ2(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)